

青色申告

蒲田会報

No. 766

平成 31 年
3 月号

一般社団法人

蒲田青色申告会

大田区蒲田5丁目 43 番7号ロイヤルハイツ蒲田 307 号
TEL. 03(3732)1310 FAX. 03(3732)1381
<http://www.kamata-aoiro.or.jp>

発行人 江川 慎郎

ご確認ください

納税の際のご注意

① 金融機関等で納税される方

納付書により、最寄りの金融機関または所轄の税務署の納税窓口で納付してください。

平成 30 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告分（第 3 期分）の納期限は、3 月 15 日(金)です。
個人事業者の消費税の納期限は、4 月 1 日(月)です。

申告書の提出後、税務署からは納付書や納税のお知らせ等の送付はありませんのでご注意ください。

② 振替納税を利用されている方

確実に振替納付できるよう、振替納付日の前日までに指定口座の預貯金残高をご確認ください。

なお、振替納税は、申告期限までに申告書を提出された場合に限り、利用できます。

平成 30 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告分（第 3 期分）の口座振替日は、4 月 22 日(月)です。個人事業者の消費税の口座振替日は、4 月 24 日(水)です。

※ 納税が期限に間に合わなかった場合、納期限の翌日から納付日までの延滞税も併せて納付する必要があります。また、振替納税についても残高不足等で振替できなかった場合には、納期限の翌日から納付日までの延滞税がかかりますので、納付書により、最寄りの金融機関等の窓口で、確定申告分の納税額と併せて納付してください。

③ 延納について

所得税及び復興特別所得税の確定申告により納付する税額（第 3 期分の税額）の 2 分の 1 以上の金額を 3 月 15 日(金)までに納付すれば（振替納税の場合は振替日に納付することで）、残りの税額を 5 月 31 日(金)まで延納することができます。延納を希望する場合には、申告書第一表の「延納の届出」欄に「申告期限までに納付する税額及び延納届出」を記入してください。

なお、延納期間は、年（1.6 %）の割合で利子税がかかります。

申告に誤りがあった場合等

確定申告書を提出した後で、計算誤りなど申告した内容に間違いがあることに気付いた場合は、次の方法で訂正することができます。

①税額を少なく申告していたときは、「修正申告」をして正しい税額に修正してください。なお、修正申告によって新たに納める税額は、修正申告書を提出する日までに、延滞税と併せて納めてください。

②税額を多く申告していたときは、「更正の請求」をして正しい税額に訂正を求めることができます。請求内容が正しいと認められたときは、正しい税額に減額されます。

※ ご質問等ございましたら、事務局までお問い合わせください。

訂正とお詫び

蒲田会報「青色申告」No.765 平成 31 年 2 月号の 1 ページ記載の消費税及び地方消費税について、延納制度はありません。訂正とともにお詫び申し上げます。

【会員募集中！お知り合いをご紹介ください】

ワンポイント情報

おもな税務カレンダー

	国 税	地 方 税 (23 区内)
4 月	申告所得税及び復興特別所得税の確定申告分の振替納税 消費税及び地方消費税の申告分の振替納税	
5 月	消費税の中間申告と納付 (年 3 回の方)	自動車税・軽自動車税
6 月		都民税・特別区民税 第 1 期 固定資産税・都市計画税 第 1 期
7 月	納期の特例を受けた源泉所得税の納付 (～10 日) 申告所得税及び復興特別所得税の予定納税の納付 第 1 期分	
8 月	消費税の中間申告と納付 (年 1 回・3 回の方)	都民税・特別区民税 第 2 期 個人事業税 第 1 期
9 月		固定資産税・都市計画税 第 2 期
10 月		都民税・特別区民税 第 3 期
11 月	申告所得税及び復興特別所得税の予定納税の納付 第 2 期 消費税の中間申告と納付 (年 3 回の方)	個人事業税 第 2 期
12 月	消費税簡易課税制度選択届出書提出期限 (注 1)	固定資産税・都市計画税 第 3 期
1 月	納期の特例を受けた源泉所得税の納付 (～20 日) 法定調書合計表の提出	都民税・特別区民税 第 4 期 住宅用地の申告 償却資産の申告 給与支払報告書の提出
2 月	申告所得税の確定申告と納付 (～3 月 15 日) 消費税及び地方消費税の申告と納付 (～3 月 31 日) 贈与税の申告 (～3 月 15 日)	固定資産税・都市計画税 第 4 期
3 月		都民税・特別区民税の申告 (～15 日) 個人事業税の申告 (～15 日) 事業所税 (～15 日)

注 1 原則として「消費税簡易課税制度選択届出書」の効力は、簡易課税制度の適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに提出しなければならないことになります。

毎月	源泉所得税の納付 (～10 日) 消費税の中間申告 (年 11 回の方)	都民税・特別区民税の特別徴収
----	---	----------------

※申告や納付期限が土曜日または休日に当たるときは、休日の翌日とその期限となります。

★所得税の青色申告承認申請書★

最初に青色申告をしようとする年の 3 月 15 日までに税務署に提出してください。

新たに事業を開始したり不動産の貸付けをした場合には、その事業開始等の日から 2 ヶ月以内に提出してください。相続による事業承継の場合は別途規定があります。

★青色事業専従者給与に関する届出・変更届出書★

その年分以後の青色事業専従者給与額を必要経費に算入しようとする青色申告者は、3 月 15 日までに税務署に青色事業専従者給与に関する届出書を提出してください。

なお、専従者給与の金額の基準を変更する場合や新たに専従者が加わった場合には、遅滞なく青色事業専従者給与に関する変更届出書を提出してください。

青色申告会関係 口座引落日

- ・青色申告会会費…5 月 23 日・11 月 24 日の年 2 回
- ・青色共済会費…6 月 23 日・9 月 23 日・12 月 23 日・3 月 23 日の年 4 回
- ・東京傷害保険・がん保険保険料…6 月 23 日・12 月 23 日の年 2 回
- ・小規模企業共済掛金…毎月 18 日
- ・経営セーフティ共済掛金…毎月 27 日

※振替日が休日の場合、翌営業日

※ご質問等ございましたら、事務局までお問い合わせください。

【会費も納税も安心・便利な口座振替をご利用ください】

青色申告特別控除 65 万円を目指す方の講習会のご案内

不動産所得や事業所得（事業的規模）を生ずべき事業を営んでいる青色申告をされている方で、正規の簿記の原則（一般的に複式簿記）により記帳している方については、青色申告特別控除最高 65 万円の青色申告特別控除を差し引くことができます。

青色申告特別控除最高 65 万円の適用を受けるには、複式簿記の基礎知識は必要不可欠です。また、簿記だけの知識では、決算書を作成することは困難なため、会計ソフトを利用し、比較的簡単に記帳を進めることが可能になります。講習会では、複式簿記、会計ソフトを利用し実践的な学習をします。

次のとおり、講習会を開催します。青色申告特別控除最高 65 万円を目指す方は、是非この機会をご利用ください。

- ◆ 日 程：4月17日（水） 午前10時～午後3時（午前12時～午後1時は休憩）
- ◆ 会 場：事務局
- ◆ 内 容：1. 複式簿記のしくみ
 - ・複式簿記が必要な理由・個人事業者の会計期間・仕訳のルール
 2. 日々の記帳
 - ・記帳をはじめるための準備・伝票の記入・総勘定元帳、合計残高試算表の作成
 - ・記帳を行う上で注意すべきこと

◆ 持 ち 物：筆記用具、電卓

◆ 定 員：8名

◆ 講 習 料：2,000円

☆4月12日（金）までに講習料とともに、事務局までお申し込みください。

満員になり次第受付を終了しますので、参加希望の方はお早めにお申し込みください。

蒲田税務署からのお知らせ

記帳説明会のご案内

1 説明事項

- (1) 記帳・帳簿等保存制度及び青色申告制度の概要 (2) 備付帳簿 (3) 帳簿の記帳のしかた
(4) 消費税の軽減税率制度 (5) アンケート等

2 開催日時等

開 催	日 時	説 明 対 象 者
4月24日（水）	9時30分～12時00分 （受付開始9時）	不動産所得を有する方 （不動産賃貸）
	13時30分～16時00分 （受付開始13時）	事業所得を有する方

税のスペシャリストを目指して

平成31年度（2019年度）国家公務員

国税専門官採用試験

【申込受付期間】 平成31年（2019年）3月29日（金）～4月10日（水）

【第一次試験日】 平成31年（2019年）6月9日（日）

※元号の表示につきましては、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記しております。

国税庁ホームページ Web-TAX-TV

（お問い合わせ先）蒲田税務署 電話 03（3732）5151

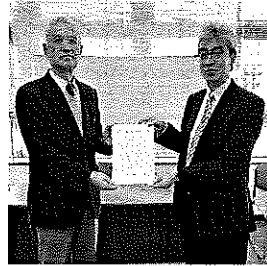
【当会の役員はボランティアで活動しております】

税務意見交換会（賀詞交歓）開催

1月18日（金）、春香園において、税務意見交換会（賀詞交歓）が開催されました。当日は、ご来賓に蒲田税務署の方々のご臨席を賜りまして、盛大に行われました。

青色コーナー協力要請

2月4日（月）、消費者生活センターにおいて、青色申告制度の説明、青色申告制度の普及・拡大等を行う「青色コーナー」の設置するに当たり、大平指導上席から研修と、岡部署長より江川会長に協力要請状が交付されました。



都税だより

☆自動車の移転・廃車手続きはお済みですか？

自動車税は、毎年4月1日現在、自動車検査証（車検証）に記載されている所有者（割賦販売の場合は使用者）の方に課税されます。

自動車を譲渡したときは「移転登録」、廃車したときは「抹消登録」の手続きが必要です。手続きがお済みでないと、手放したはずの自動車に自動車税が課税され、トラブルの原因となります。

【お問い合わせ先】大田都税事務所

電話 03(3733)2411（代表）

毎月配布しております小冊子「BLUE RETURN 青色申告」は、先月配布分の Vol.792 が 2・3 月合併号となりますので、今月は配布がありません。なお、2・3 月合併号の記事は下記のとおりでした。

- ・平成 31 年度 税制改正大綱
- ・税制ヒアリングに出席 陳情活動を展開
- ・改正消費税 最終回
- ・沖縄中部会に国税庁長官感謝状
- ・静岡会が創立 65 周年記念植樹

青色共済会費の口座振替をご利用の方へ

3月25日（月）に平成31年5月～7月分が引落しされます。なお、通帳印字をもって領収とさせていただきます。そのため「領収書」は発行いたしませんので、ご了承ください。

一般社団法人

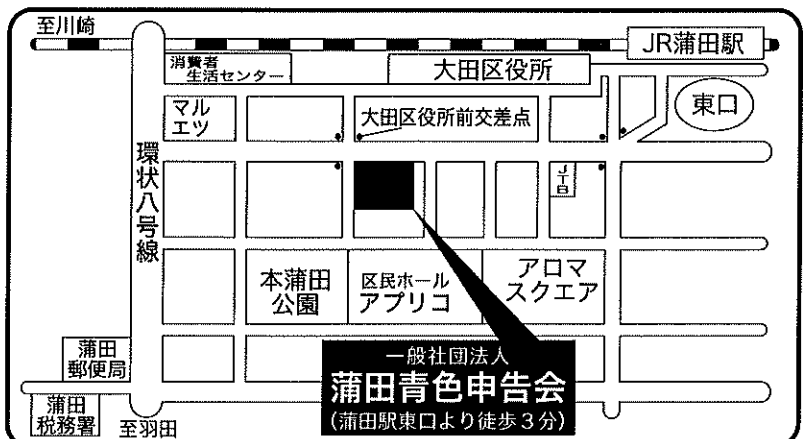
蒲田青色申告会

入会金 2,000円

会費 年額24,000円

（月額2,000円）

〒144-0052 大田区蒲田5-43-7ロイヤルハイツ蒲田307号 TEL 03 (3732) 1310 FAX 03 (3732) 1381



二月 事業報告

四日 確定申告説明会

消費者生活センター
青色コーナー研修会

八日 東京青連常任役員会

二五日 東京青連青色コーナー表敬訪問

蒲田税務署